

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

案件名 : 一級河川 寝屋川 大日南調節池電気設備改修工事

本工事は、守口調節池の供用に伴い大日南調節池排水条件が変更になったことにより、電気設備の改修を行うものである。

1. 随意契約理由

大日南調節池は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。

本工事の内容は、高い信頼性と安定した機能確保のために、ポンプ排水制御の変更を行うものがある。当該機器は、システム構成や各機器間のインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社固有または、独自に開発された技術により設計・製作されているため、システム全体を把握した上で、細部にわたるまで機能や構造に精通していることが必要とされるため、他者では実施できないものである。

以上のことから、本工事の施工は、設計・製作を行った東芝インフラシステムズ株式会社関西支社以外にはないため、同社より見積りを徴取することとし、その価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第 62 条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。